

福岡市公報

令和6年1月4日 第7018号

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次

ページ

○指定緊急避難場所及び指定避難所の指定（第1号）…………… 1

公 告

○特定調達契約等に係る一般競争入札の実施（第1号）…………… 2

○福岡広域都市計画地区計画の決定案（第2号）…………… 3

○福岡広域都市計画臨港地区の変更案（第3号）…………… 4

○建築許可に係る公開による意見の聴取（第4号）…………… 4

水 道 局

○福岡市水道局会計規程の一部改正（規程第1号）…………… 5

告 示

福岡市告示第1号

災害対策基本法第49条の4第1項及び第49条の7第1項の規定に基づき、指定緊急避難場所及び指定避難所を指定したので、同法第49条の4第3項及び第49条の7第2項において準用する同法第49条の4第3項の規定により次のように公示する。

令和6年1月4日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 指定緊急避難場所
- 地区避難場所
- (1) 屋内
- 中央区

(○：指定、－：未指定)

名称	所在地	対象とする異常な現象の種類				
		浸水	土砂	高潮	地震	津波
すのこ体育館棟	大手門三丁目15番2号	○	○	－	○	○

- (2) 屋外
中央区

(○：指定、－：未指定)

名称	所在地	対象とする異常な現象の種類				
		浸水	土砂	高潮	地震	津波
すのこ芝生広場	大手門三丁目15番	－	○	－	○	○

- 2 指定避難所
収容避難所
中央区

(○：指定、－：未指定)

名称	所在地	対象とする異常な現象の種類				
		浸水	土砂	高潮	地震	津波
すのこ体育館棟	大手門三丁目15番2号	○	○	－	○	○

公 告

福岡市公告第1号

地方自治法234条第1項の規定に基づき、一般競争入札により地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約等を締結するので、地方自治法施行令第167条の6及び福岡市契約事務規則の特例を定める規則第5条の規定により次のように公告する。

令和6年1月4日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 入札に付する事項
業務名
福岡市政だより等配送及び配布業務
- 入札日時
令和6年2月20日午前10時（郵送による場合は、同月19日午後5時までに必着とする。）
- 落札者の決定方法
地方自治法第234条第3項本文の規定により落札者を決定する。
- 詳細は、入札説明書による。

5 入札説明書を次のとおり交付する。

(1) 場所

福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市市長室広報戦略室広報課
電話 092-711-4016

(2) 期間

この公告の日から令和6年1月16日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

(3) 時間

午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

【英文の要約】

SUMMARY

1. Item(s) up for tender

Nature of the product(s) or service(s) to be procured
Delivery and distribution services of Fukuoka Shisei Dayori (city newsletter)
and other publications

2. Date & Time of tender

10 a.m., February 20, 2024
(Tender by post to arrive by 5 p.m., February 19, 2024)

3. For details, refer to the Tender Explanation Form.

4. The Tender Explanation Forms are available as follows:

(1) Place

Public Information Section, Strategic Public Information Office,
Mayor's Office, Fukuoka City Hall
1-8-1, Tenjin, Chuo-ku, Fukuoka City
Tel: (092) 711-4016

(2) Period

From the date of this notice to January 16, 2024, excluding weekend(s)
and holiday(s)

(3) Time

From 10 a.m. to 4 p.m., except from noon to 1 p.m.

福岡市公告第2号

都市計画法第19条第1項の規定に基づき、都市計画の決定を行うので、同法第17条第1項の規定により次のように公告する。

なお、当該都市計画の決定案については、縦覧期間満了の日までに本市に意見書を提出

することができる。

令和6年1月4日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 決定する都市計画の種類及び名称
福岡広域都市計画地区計画唐人町二丁目地区地区計画
- 2 都市計画を決定する土地の区域
福岡市中央区唐人町二丁目の一部
- 3 都市計画の決定案の縦覧場所
福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市役所（住宅都市局都市計画部都市計画課）
- 4 都市計画の決定案の縦覧期間
この公告の日から令和6年1月18日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

福岡市公告第3号

都市計画法第21条第1項の規定に基づき、都市計画の変更を行うので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のように公告する。

なお、当該都市計画の変更案については、縦覧期間満了の日までに本市に意見書を提出することができる。

令和6年1月4日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 変更する都市計画の種類及び名称
福岡広域都市計画臨港地区博多港臨港地区
- 2 都市計画を変更する土地の区域
福岡市東区香椎照葉一丁目、香椎照葉二丁目、香椎照葉三丁目及び香椎照葉七丁目の各一部
- 3 都市計画の変更案の縦覧場所
福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市役所（住宅都市局都市計画部都市計画課）
- 4 都市計画の変更案の縦覧期間
この公告の日から令和6年1月18日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

福岡市公告第4号

建築基準法第48条第15項の規定に基づき、同条第3項ただし書の規定による建築許可について、利害関係を有する者の出頭を求め、公開による意見の聴取を行うので、同条第17項の規定により次のように公告する。

令和6年1月4日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 意見の聴取の日時
令和6年1月10日（水）午後7時
- 2 意見の聴取の場所
福岡市南区弥永団地30番1号
福岡市弥永公民館
- 3 許可しようとする建築物の建築の計画

申請者の住所及び氏名	敷地の位置	用途地域	建築物の用途	工事種別
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 株式会社 コスモス薬品	福岡市南区日佐四丁目392番1、392番21、395番1から395番4まで及び405番5から405番7まで	第一種中高層住居専用地域（過半）及び第一種住居地域	物品販売業を営む店舗	新築

水 道 局

福岡市水道局会計規程の一部を改正する規程を制定し、ここに公布する。

令和6年1月4日

福岡市水道事業管理者 坂 本 秀 和

福岡市水道事業管理規程第1号

福岡市水道局会計規程の一部を改正する規程

福岡市水道局会計規程（昭和39年福岡市企業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第17条の2ただし書中「口頭」の次に「又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）の送信」を加える。

第18条の2第2項中「又は」を「を送付し、又は」に改め、「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）」を削り、「送付する」を「送信する」に改め、同条第3項中「（納入通知書等の内容を記録した電磁的記録の送付を納入の通知とみなしたものに係る収納金の納付に限る。）」を削る。

第18条の3の次に次の1条を加える。

（スマートフォン決済サービスによる納付）

第18条の4 納入義務者は、スマートフォン決済サービスを使用する方法（納入通知書を用

いるものを除く。)により指定納付受託者に収納金の納付をさせる場合は、管理者に対し、局が運営するアプリケーションの利用により申し出なければならない。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。